

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための特別交付税措置

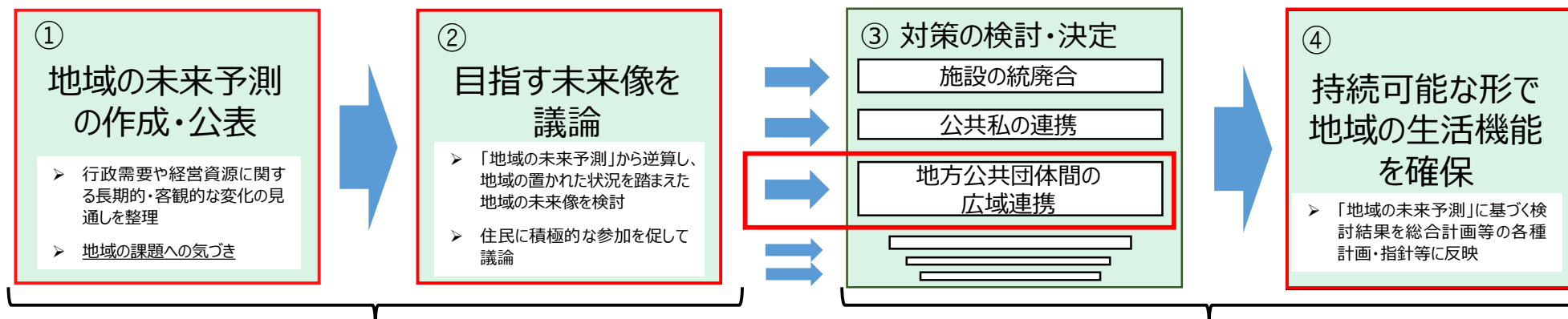
※令和4年度～

連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測*」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

*「地域の未来予測」：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。

詳細については、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(令和3年3月)参照。

＜「地域の未来予測」に基づく広域連携のフローイメージ＞



I 「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)500万円)

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
 - 地域課題の調査・分析経費
 - 調査結果に基づく報告書の作成経費 等
- 「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費
 - 「地域の未来予測」を活用したWSの開催経費
 - 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費 等

II 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置 (措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)1,000万円) ※「地域の未来予測」の公表から3年以内に実施するソフト事業に限る。

(想定される主な経費の例)

- 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費
 - 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
 - 連携事業の検討会等の開催経費 等
- 広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費
 - システム改修費
 - 連携事業に関する住民説明に要する経費 等